

厚生労働大臣
後藤 茂之 殿

令和3年2月14日

第111回看護師国家試験の追試験の実施に関する要望書

国試追試を求める会

代表 山路未来

東京都 [REDACTED]

ns111@nits.work

080 [REDACTED]

立春の候、ますますご健勝の段、何よりと存じます。

新型コロナウイルスの影響により第111回看護師国家試験を受けることができない看護学生の救済のため、下記項目について要望いたします。

なお、オンライン署名サイトChange.org(チェンジ・ドット・オーグ)で当団体が1月28日に立ち上げたオンライン署名「新型コロナウイルスの影響により第111回看護師国家試験を受けることができない看護学生のために、追試験の実施を求めます！」には、本日までに33,000名を超える賛同数が寄せられています。あわせて署名簿を提出します。

1. 第111回看護師国家試験の追試験を実施してください

現在、新型コロナウイルスの影響により看護師不足や医療現場の逼迫など深刻な状況となっています。看護師不足に関する問題は、少子高齢化・人口減少が進む中、コロナ以前より指摘されており、2025年には最大で27万人の看護師不足が予想されており*1、国としても喫緊の課題となっています。

国家試験を受験できないということは、看護師としての就職の内定を辞退しなければいけないということです。新型コロナウイルスの影響により、第111回看護師国家試験を受験できない看護学生が発生してしまうということは、本人だけでなく、社会的にも大きな損失になります。

第111回試験を受験予定の看護学生達は、これまでも、努力に努力を重ねてきました。新型コロナウイルスの影響により臨床実習も制限され、それどころか学校に行くこと自体に不安を感じる学生も多くいました。そういった状況の中で、万が一自分が罹患してしまい、これ以上の制限措置を受けないよう、そして教育の機会が奪われぬよう、色々なことを我慢し、常に高い緊張感の中で過ごしてきました。そのような苦しい状況の中でも諦めず、地道に勉学に励み、受験資格を得ることのできた学生達です。新型コロナウイルス感染症による医療現場の逼迫を目の当たりにし、1日でも早く、看護師として活躍したいと願っている学生達です。

現在の新型コロナウイルスの感染者数の著しい増加をみても、学生自身の努力だけでは、感染を防ぐことは極めて難しいことは明らかです。

当団体の署名活動にも学生らの切実なコメントが寄せられています(別紙参照)。

第103回看護師国家試験*²に追試験が実施されたように、新型コロナウイルス感染症の影響により、第111回看護師国家試験を受験出来ない看護学生に、追試験の実施を求めます。

保健師助産師看護師法に含まれる、保健師・助産師につきましても、同様の措置を求めます。

*¹医療従事者の需給に関する検討会 看護職員需給分科会 中間とりまとめ(概要)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10805000/000567573.pdf>

*²第103回看護師国家試験は大雪の影響により、追試験が実施された。

(平成26年2月16日本試験→平成26年2月24日追試験の発表→平成26年3月19日に追試験を実施)

2. 新型コロナウイルスの影響により試験を受けられなかった受験生の実数を把握し、公表してください

2022年2月13日に行われた、看護師国家試験において、実際に新型コロナウイルスの影響により、試験を受けられなかった受験生の実数を公表してください。

実数*には、以下が含まれます。

- 新型コロナウイルス感染症に罹患し、入院中、宿泊療養中または自宅療養中の受験者
- 医師の判断により、検査せずに「擬似症患者(みなし陽性者)」と診断された受験者
- 濃厚接触者で、初期スクリーニング(自治体等によるPCR等検査)の結果、陽性であった受験者
- 濃厚接触者で、受験当日に症状があり、受験できなかった受験者
- 濃厚接触者で、公共の交通機関を利用しない、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くことが難しかった受験者
- 濃厚接触者で、なんらかの理由で、終日、別室で受験することが不可能だった受験者
- 試験当日に実施した抗原検査の結果が陽性となった受験者

*令和3年12月24日発出医政看発1224第1号「第108回保健師国家試験、第105回助産師国家試験及び第111回看護師国家試験の実施における新型コロナウイルス感染症対策について<https://www.mhlw.go.jp/content/10803000/000875866.pdf>」にある受験要件を満たさなかったために試験を受けられなかった受験生の実数

実数には含まれないが、追試験実施の際に配慮が必要な受験者

- 濃厚接触者で、別室で受験した者のうち、当日の確認表提出や抗原検査の影響で、精神的負担を生じたなどの理由から、再受験を求める受験者
- 試験当日に37.5度以上あり、実施した抗原検査の結果が陰性で別室で受験した者のうち、精神的負担を生じたなどの理由から、再受験を求める受験者